

2
(水) 18

福島原発避難者訴訟

第9回裁判と5次提訴

とき 14:00~

ところ 福島地方裁判所いわき支部

二人の原告が口頭陳述、肉声で裁判長に迫る！

5次提訴を39世帯、107人で行います

当日の日程表

- 12:30 飯野八幡宮会館に集合
 - 決起集会
 - ・避難者訴訟原告団長あいさつ
 - ・いわき訴訟原告団長あいさつ
 - ・弁護士の紹介
 - ・各地からの参加者から報告
- 13:05 デモ行進出発
- 13:15 傍聴席の抽選に並ぶ
- 13:20 ---抽選開始---
- 13:40 入廷者の送り出し(入廷できなかった方は八幡会館へ移動)
- 14:00 ■裁判開始
- 15:00頃 ■進行協議開始
- 16:00頃 「報告集会を開催します」 全ての日程終了は17:00頃
 ※進行協議と報告集会の時間は裁判所の都合で変動します。
 ※18:00 社会福祉センター5階で賠償させる会といわき市民訴訟原告団の総会

(この間に、提訴の手続きを行います)

苦しい原発事故避難生活も3年10か月が経過し長期化しています。この間に、多数の避難者がふるさとへ帰ることもままならず、仮暮らしの避難先で亡くなっています。大変悲しいことです。

一方では、とりえず除染したから帰還せよ、との圧力がかかります。そして、仮設焼却場・中間貯蔵施設の建設計画が進められています。

私達の裁判も今年は本当に正念場です。共に闘いましょう。

福島原発避難者訴訟原告団
事務局長 金井直子

1月14日「いわき市民訴訟」第9回裁判のデモ行進に多数の仲間が支援に駆けつけました。↓



↑いわき市民訴訟原告団の皆さんと一緒に「公正な判決を求める署名」8,671筆を提出しました。(4回目)(累計で49,598筆)



←↑20141208 楢葉町・金井直子さん宅の「長期間の避難生活で、廃棄物と化した家財一式を無念の処分」※家財搬出は、東電社員が実施。環境省が運搬と処分。

■参加者は12:30までに飯野八幡宮広場にお集まりください■ (駐車場は飯野八幡宮と広田次男法律事務所をご利用ください)

避難者訴訟をいわきから応援しよう！

連絡先 ■ふるさとをかえせ・福島原発避難者訴訟原告団・広田次男法律事務所 0246-24-2340
原告団長・早川篤雄(楢葉町) 090-2362-1432

原発事故の完全賠償をさせる会／元の生活をかせせ・原発被害いわき市民訴訟原告団
〒973-8402／いわき市内郷御厩町三丁目101いわき教育会館内／TEL 0246-27-3322 FAX 0246-68-6771